



# 三重県公報

令和3年7月6日 (火)  
 第 223 号  
 毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
122	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	2
<b>告 示</b>			
460	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	2
461	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
462	同伴	(同)	4
463	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	5
464	証紙の販売所を廃止する旨の届出	(出納局)	5
<b>選 管 告 示</b>			
29	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	6
30	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	7
31	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	7
32	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	7
33	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	8
34	公職選挙法第161条第1項第3号の施設に変更があった旨の報告	(同)	8
35	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	9
<b>公 告</b>			
	令和3年度行政書士試験の実施	(法務・文書課)	9
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	11
	同伴	(同)	11
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	12
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	12
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	12
	同伴	(同)	15

規 則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年七月六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第百二十二号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和二年三重県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請書)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土砂条例第十二条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類(第十五条各号に掲げる行為に係る申請である場合にあつては、第十五号に掲げる書類を除く。)とする。</p> <p>1 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)</p> <p>二〇二五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(水質調査等の方法)</p> <p>第二十一条 土砂条例第二十一条第一項の水質調査は、土砂等の埋立て等を開始した日から六月に一回、別表第四の上欄に掲げる項目ごとに、<u>土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定して行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の申請書)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土砂条例第十二条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類(第十五条各号に掲げる行為に係る申請である場合にあつては、第十五号に掲げる書類を除く。)とする。</p> <p>1 申請者の住民票(申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)の写し</p> <p>二〇二五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(水質調査等の方法)</p> <p>第二十一条 土砂条例第二十一条第一項の水質調査は、土砂等の埋立て等を開始した日から六月に一回、別表第四の上欄に掲げる項目ごとに、<u>排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和四十九年環境庁告示第六十四号)により測定して行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 460 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を尾鷲市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県知事 鈴木英敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

大川 晴義

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
尾鷲市賀田町字水呑 142 の 3、142 の 4
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 2

## 1 通知することができない者の氏名

大川 朝子

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
尾鷲市賀田町字水呑 143 の 1
- (1) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (2) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 461 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A 松阪黒部総合センター  
松阪市東黒部町天神 1 番地

## 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前)

氏名又は名称
J A 松阪黒部総合センター

(変更後)

氏名又は名称
J A みえなか黒部総合センター

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
松阪農業協同組合	三重県松阪市豊原町 1043 番地の 1	山本 清巳

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
みえなか農業協同組合	三重県松阪市豊原町 1043 番地 1	前田 孝幸

- 3 変更年月日  
令和 3 年 4 月 1 日
- 4 変更理由  
設置者の合併による。
- 5 届出の日  
令和 3 年 6 月 21 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 3 年 7 月 6 日から同年 11 月 8 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 462 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
A コープうれしの店  
松阪市嬉野中川新町四丁目 156 番地
- 2 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
一志東部農業協同組合	三重県松阪市嬉野権現前町 464 番地の 5	市川 峰男

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
みえなか農業協同組合	三重県松阪市豊原町 1043 番地 1	前田 孝幸

- 3 変更年月日

- 令和 3 年 4 月 1 日
- 4 変更理由  
設置者の合併による。
- 5 届出の日  
令和 3 年 6 月 21 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 3 年 7 月 6 日から同年 11 月 8 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 463 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称  
鈴鹿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
鈴鹿都市計画下水道事業  
流域関連鈴鹿市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和 63 年 12 月 16 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和 63 年三重県告示第 634 号、平成 4 年三重県告示第 67 号、平成 6 年三重県告示第 393 号、平成 9 年三重県告示第 973 号、平成 13 年三重県告示第 304 号、平成 16 年三重県告示第 279 号、平成 17 年三重県告示第 718 号、平成 19 年三重県告示第 549 号、平成 20 年三重県告示第 698 号、平成 24 年三重県告示第 256 号、平成 25 年三重県告示第 661 号及び平成 29 年三重県告示第 218 号の事業地に白子一丁目を加える。

(2) 使用の部分

昭和 63 年三重県告示第 634 号、平成 4 年三重県告示第 67 号、平成 6 年三重県告示第 393 号、平成 9 年三重県告示第 973 号、平成 13 年三重県告示第 304 号、平成 16 年三重県告示第 279 号、平成 17 年三重県告示第 718 号、平成 19 年三重県告示第 549 号、平成 20 年三重県告示第 698 号、平成 24 年三重県告示第 256 号、平成 25 年三重県告示第 661 号及び平成 29 年三重県告示第 218 号の事業地に十宮町字一ノ堰を加え、安塚町字山ノ花、平田本町一丁目、下箕田二丁目、西玉垣町字市場、南玉垣町字一色、南玉垣町字新町、東玉垣町字井龍田、野町南一丁目、北江島町、江島町字長谷、岸岡町字打越、稲生一丁目、東磯山一丁目及び寺家三丁目を変更する。

**三重県告示第 464 号**

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止する旨の届出がありました。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	廃止する販売所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
伊賀ふるさと農業協同組合	上野東支店中瀬ふれあい店	伊賀市高畑 749 番地の 1	令和 3 年 6 月 26 日

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第 29 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

**1 政治団体の設立**

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
飯田ひさと後援会	平 野 佳 子	平 野 佳 子	桑名市筒尾一丁目 13-13	令和 3 年 5 月 17 日	
加藤大輝を励ます会	加 藤 大 輝	加 藤 大 輝	三重郡菰野町菰野 8489-6	令和 3 年 5 月 6 日	
楠木ひろひこ後援会	向 井 慶 和	井 上 千枝美	伊勢市大湊町 111-8	令和 3 年 4 月 28 日	
西川守哉後援会	吉 田 元 広	西 川 笑美子	尾鷲市北浦西町 1432	令和 3 年 5 月 10 日	
東村よしこ後援会	東 村 佳 子	東 村 佳 子	松阪市中町 1940	令和 3 年 6 月 4 日	
山下弘後援会	山 下 弘	山 下 弘	志摩市志摩町和具 2244-5	令和 3 年 5 月 6 日	
吉川あつひろ後援会	吉 川 篤 博	吉 川 篤 博	松阪市荒木町 108-7	令和 3 年 5 月 28 日	

**2 届出事項の異動**

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党菰野町支部	佐 藤 孝 幸	会計責任者	廣 田 直 己	鈴 木 健 幸	令和 3 年 5 月 27 日	政党
自由民主党三重県理容生活衛生同業組合支部	岩 途 戸公夫	代表者	岩 途 戸公夫	坂 村 幸 男	令和 3 年 5 月 24 日	政党
		会計責任者	川 端 清	岩 途 戸公夫		
日本共産党北勢地区委員会	谷 中 三 好	会計責任者	谷 中 三 好	松 岡 三 郎	令和 3 年 4 月 1 日	政党
伊藤のりこ後援会	伊 藤 睦 美	代表者	伊 藤 睦 美	小 林 源 一	令和 3 年 5 月 21 日	
楠木ひろひこ後援会	向 井 慶 和	会計責任者	井 上 千枝美	松 浦 美佐子	平成 30 年 6 月 30 日	
鈴木とよし後援会	神 生 修	主たる事務所の所在地	伊勢市神社港 29 5-48	伊勢市下野町 66 8	令和 3 年 5 月 6 日	
日本薬業政治連盟三重県支部	入 田 裕 一	代表者	入 田 裕 一	桃 林 孝 次	令和 3 年 5 月 1 日	
三重県理容政治連	岩 途 戸公夫	代表者	岩 途 戸公夫	坂 村 幸 男	令和 3 年	

盟

5 月 24 日

会計責 川 端 清 岩 途 戸公夫  
任者

**三重県選挙管理委員会告示第 30 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
飯田ひさと後援会	平 野 佳 子	令和元年 12 月 31 日	
大崎じゅん子後援会	西 脇 生 起	令和 2 年 3 月 1 日	
加藤大輝を励ます会	加 藤 大 輝	令和 3 年 5 月 6 日	
楠木ひろひこ後援会	向 井 慶 和	令和 3 年 4 月 26 日	
西川もりや後援会	中 森 和 夫	令和 3 年 5 月 7 日	

**三重県選挙管理委員会告示第 31 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 3 年三重県選挙管理委員会告示第 17 号は、廃止します。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

50 分の 1 の数 29,715

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 285,715

**三重県選挙管理委員会告示第 32 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 3 年三重県選挙管理委員会告示第 18 号は、廃止します。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	75,724
四 日 市 市	85,051
伊 勢 市	35,162
松 阪 市	44,549
桑名市・桑名郡	40,002
鈴 鹿 市	53,523
名 張 市	21,776
尾鷲市・北牟婁郡	9,496
亀 山 市	13,179
鳥 羽 市	5,226
熊野市・南牟婁郡	10,236
いなべ市・員弁郡	19,295
志 摩 市	14,186
伊 賀 市	24,206

三 重 郡 18,106  
 多 気 郡 12,978  
 度 会 郡 12,551

**三重県選挙管理委員会告示第 33 号**

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定(昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
老人ホーム (略)	(略)	老人ホーム (略)	(略)
松阪市宮町318-20	社会福祉法人慈徳会さ くらの杜	松阪市宮町318-20	社会福祉法人慈徳会さ くらの杜
<u>松阪市下村町869-3</u>	<u>住宅型有料老人ホーム</u> <u>エスペランサ下村</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)
名張市木屋町812番地2	特別養護老人ホームゆ う	名張市木屋町812番地2	特別養護老人ホームゆ う
<u>名張市百合が丘西5番 町27番地</u>	<u>特別養護老人ホーム第</u> <u>5はなの里</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

**三重県選挙管理委員会告示第 34 号**

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設に変更があった旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

選挙管理委員会名	施設名	所在地	変更年月日
伊勢市選挙管理委員会	船江会館	(変更前) 伊勢市船江一丁目 5 番 44 号 (変更後) 伊勢市船江 1 丁目 5 番 44 号	令和 3 年 6 月 16 日
伊勢市選挙管理委員会	岡本会館	(変更前) 伊勢市岡本二丁目 2 番 30 号 (変更後) 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号	令和 3 年 6 月 16 日
伊勢市選挙管理委員会	伊勢市矢持会館	(変更前) 伊勢市矢持町下村 416- 3 (変更後) 伊勢市矢持町下村 416 番地 3	令和 3 年 6 月 16 日
伊勢市選挙管理委員会	辻久留台会館	(変更前) 伊勢市辻久留町 545 番 地 155 (変更後) 伊勢市辻久留町 545 番 地 180	令和 3 年 6 月 16 日
伊勢市選挙管理委員会	伊勢市二見健康管理	(変更前) 伊勢市二見町松下 526	令和 3 年 6 月 16 日



増進センター 番地  
 (変更後) 伊勢市二見町松下 526  
 番地 3  
 伊勢市選挙管理委員会 江コミュニティセン (変更前) 伊勢市二見町江 683 番 令和 3 年 6 月 16 日  
 ター 地  
 (変更後) 伊勢市二見町江 683 番  
 地 2

三重県選挙管理委員会告示第 35 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示  
 公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設(平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊勢市	船江会館	<u>伊勢市船江1丁目5番44号</u>	伊勢市	船江会館	<u>伊勢市船江一丁目5番44号</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊勢市	岡本会館	<u>伊勢市岡本2丁目2番30号</u>	伊勢市	岡本会館	<u>伊勢市岡本二丁目2番30号</u>
伊勢市	伊勢市矢持会館	<u>伊勢市矢持町下村416番地3</u>	伊勢市	伊勢市矢持会館	<u>伊勢市矢持町下村416-3</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊勢市	辻久留台会館	<u>伊勢市辻久留町545番地180</u>	伊勢市	辻久留台会館	<u>伊勢市辻久留町545番地155</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊勢市	伊勢市二見健康管理増進センター	<u>伊勢市二見町松下526番地3</u>	伊勢市	伊勢市二見健康管理増進センター	<u>伊勢市二見町松下526番地</u>
伊勢市	江コミュニティセンター	<u>伊勢市二見町江683番地2</u>	伊勢市	江コミュニティセンター	<u>伊勢市二見町江683番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

令和 3 年度行政書士試験を次のとおり実施する旨、一般財団法人行政書士試験研究センター理事長多賀谷一照から通知がありました。

令和 3 年 7 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験日時

令和 3 年 11 月 14 日(日)午後 1 時から午後 4 時まで

## 2 県内の試験場所

津市一身田中野 157 津市立三重短期大学

## 3 試験の科目及び方法

## (1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とします。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和3年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14 題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和3年7月26日（月）から同年8月27日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください。令和3年8月27日（金）の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式

エ 受験手数料

7,000 円

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

## (ア) 郵送配布

郵送を希望する方は、140 円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角形 2 号：A4 サイズの受験願書が折らずに入る大きさ）を同封した上、次の宛先まで請求してください（令和3年8月20日（金）必着とします。）。

a 配布期間

令和3年7月26日（月）から同年8月20日（金）まで

b 宛先

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留め  
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

## (イ) 窓口配布

a 配布期間

令和3年7月26日（月）から同年8月27日（金）まで

b 配布場所

三重県総務部法務・文書課、三重県庁玄関受付案内、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局、志摩建設事務所総務・管理・建築室並びに三重県行政書士会

## (2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

受験手数料（7,000 円）の払込みは、(ア)(イ)いずれかの方法によります。なお、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

(ア) クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）による決済

利用できるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDinersです。

(イ) コンビニエンスストアでの払込み

利用できるコンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストアです。

ウ 受付期間

令和3年7月26日(月)午前9時から同年8月24日(火)午後5時まで

この出願システムは、令和3年8月24日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。受付最終日は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等で、受験に際して特例措置(車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等受験に際して必要な措置)を希望される方は、受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和4年1月26日(水)午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を掲載します。

---

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年7月6日

三重県知事 鈴木英敬

1 調査を行った者の名称

川越町

2 調査を行った期間

平成29年6月から令和2年3月まで

3 成果の名称

川越町(亀崎①)の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

三重郡川越町亀崎新田地内

5 認証年月日

令和3年6月24日

---

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年7月6日

三重県知事 鈴木英敬

1 調査を行った者の名称

明和町

2 調査を行った期間

平成23年5月から平成28年2月まで

3 成果の名称

明和町 有爾中3-平田外の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
多気郡明和町大字有爾中地内
- 5 認証年月日  
令和3年6月24日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、木曾岬町土地改良区（桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地）の定款の変更を認可しました。

令和3年7月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和3年7月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年7月1日から同年12月2日まで
- 3 作業地域  
北牟婁郡紀北町長島

### 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年7月6日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
三重県立久居農林高等学校 調理室デジタルシステムの整備 一式
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 納入期限  
令和4年1月5日（水）から同月18日（火）まで
  - (4) 納入場所  
三重県立久居農林高等学校
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格
    - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格
    - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
    - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
    - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年8月4日（水）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

## 5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班 担当 曾野・駒田  
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

## (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

## (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

## (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年8月16日（月）まで調達システムにより提供します。

## (5) 現場確認

調達説明書をご覧ください。

## (6) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年8月10日（火）17時までに通知します。

## (7) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年8月16日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年8月16日（月）15時

なお、入札書は令和3年8月11日（水）から同月16日（月）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

案件名 三重県立久居農林高等学校 調理室デジタルシステムの整備

## (8) 開札の日時及び場所

日時 令和3年8月16日(月)15時15分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

## (9) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

#### 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :  
Installation of the digital cooking system in the kitchen room
- (2) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, August 16, 2021.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, August 11, 2021 and 3:00 P.M. on Monday, August 16, 2021.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Monday, August 16, 2021.
- (4) Managing Authority :  
Mie prefectural Board of Education Senior High School Education Office  
13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan  
Tel: 059-224-3002 Fax: 059-224-3023

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年7月6日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
三重県立水産高等学校 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータの整備
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限  
令和4年2月28日（月）まで
- (4) 納入場所  
三重県立水産高等学校

#### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 過去10年間に於いて当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。

#### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調

達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年8月2日（月）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 過去10年間に於いて当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有することを証明する書類（契約実績証明書、契約書の写し、履行確認書の写し等）

#### 5 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班 担当 駒田・稲濱  
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

##### (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

##### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

##### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年8月16日（月）まで調達システムにより提供します。

##### (5) 現場確認

調達説明書をご覧ください。

##### (6) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年8月10日（火）17時までに通知します。

##### (7) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年8月16日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年8月16日（月）15時

なお、入札書は令和3年8月11日（水）から同月16日（月）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班

案件名 三重県立水産高等学校 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータの整備

##### (8) 開札の日時及び場所

日時 令和3年8月16日（月）15時30分



場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

(9) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Installation and Maintenance of Automatic Radar Plotting Aids simulators

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, August 16, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, August 11, 2021 and 3:00 P.M. on Monday, August 16, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Monday, August 16, 2021.

(4) Managing Authority :

Mie prefectural Board of Education Senior High School Education Office

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan

Tel: 059-224-3002 Fax: 059-224-3023

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---